

備品及び施設の利用申込の手引き

社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会

1. 申請について

申請は、利用しようとする日の3ヶ月前の同日（休所日の場合はその翌日）から当日までとし、受付時間は区社協の開所時間内（平日：午前9時00分～午後5時00分）とします。

2. 申請方法について

申請方法は、所定の申込書に必要事項を記入し、区社協まで提出してください。

(1) 備品利用については、『備品利用申込書』にもとづき、申請してください。

但し、印刷機の利用については、『印刷機利用簿』に記入ください。

(2) 施設利用については、『施設利用申込書』にもとづき、申請してください。

(3) 申請は1団体1申請とし、複数又は定期的な申請は受け付けません。

3. 利用料について

備品及び施設の利用料金は、無料とします。但し、備品利用にかかる消耗品については、原則利用者負担とします。

*印刷にかかるコピー用紙については利用者が準備するか実費相当を負担する。

*体験くんで使用する耳栓の費用については利用者が負担する。（一個 50 円）

4. 利用時間(期間)について

利用時間(期間)については、次のとおりとします。

施設利用 (但し、平日に限定)	午前	午後
	9時 ～ 12時	1時 ～ 5時
備品利用	3日以内とします。	
車いす利用	車いすについては、2週間以内とします。(原則更新、延長は不可)	

5. 返却について

(1) 施設利用後は、「入退出チェック表」にもとづき、点検・確認の上、鍵を区社協事務局に返却ください。

6. 注意事項

(1) 敷地内は、すべて禁煙です。飲食はお断りします。

(2) 車での来所は、お断りします。

(3) 備品及び施設利用において異常に気づいた場合は、速やかに区社協まで報告ください。

(4) 利用した備品及び施設は、利用者の責任において元の位置にもどし、点検・確認の上、鍵を区社協事務局に返却してください。

(5) 利用者の過失により備品及び施設が損傷した場合は、修理代を請求します。

(6) 貸出備品の使用に起因する事故・負傷については使用者の責任とします。

6. 附則

この手引きは、平成 21 年 10 月 1 日より適用します。

平成 24 年 4 月 1 日 一部変更

平成 24 年 6 月 15 日一部変更

平成 30 年 8 月 23 日 1.申請について、2.申請方法について(3)及び(4)削除、3. 利用について、4. 利用時間(期間)について一部変更 5. 返却について(1)削除

■備品・施設一覧

備 品	車イス、 プロジェクター、 スクリーン、 印刷機、 紙折り機、 ワイヤレスマイク・アンプセット、 サウンドキーボード
施 設	プレイルーム、 2F 会議室

■連絡先

社会福祉法人 京都市上京区社会福祉協議会

電 話 (075) 432-9535 ファックス (075) 432-9536

〒602-8247 京都市上京区葎屋町通中立売下る北俵町317

元聚楽小学校内